

子ども・子育て支援交付金における各事業の単価（案）について

※本表における事業の構成及び単価については現時点の案であり、今後変更があり得る。

※本年1月23日に開催した「子ども・子育て支援新制度説明会」の資料3-2からの変更点について下線を付している。

事業	基準額（案）	対象経費
利用者支援事業	1 基本型 1 か所当たり年額 6,732,000円	利用者支援事業の実施に必要な経費
	2 特定型 1 か所当たり年額 2,639,000円	
	<p>※ 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。</p> <p>ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年10月1日又は平成26年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数のうち、いずれか多い方を上限とする。（1万人未満切り上げ）</p> <p>ア 市町村内の認可保育所の平成25年10月1日又は平成26年10月1日時点での定員充足率が市町村内全体で100%以上であること</p> <p>イ 市町村内に認可保育所が100以上あること</p> <p>ウ 旧児童福祉法56条の8第1項に規定する特定市町村であること</p>	
	<p>3 母子保健型</p> <p>(1) 保健師等専門職員を1名配置する場合 1市町村あたり 8,481,000円</p> <p>(2) 保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村あたり 14,826,000円</p> <p>(3) 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村あたり 21,138,000円</p> <p>4 開設準備経費（改修費等） 1か所当たり（母子保健型の場合は1市町村あたり） 4,000,000円</p> <p>※平成27年度中に支払われたものに限る。</p>	

延長保育事業	<p>(延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定</p> <p>1人当たり年額</p> <p>①民間保育所・認定こども園</p> <p>(延長時間1時間) 17,200円</p> <p>(延長時間2時間) 34,400円</p> <p>(延長時間3時間) 51,600円</p> <p>②小規模保育事業(A型)</p> <p>(延長時間1時間) 10,200円</p> <p>(延長時間2時間) 20,300円</p> <p>(延長時間3時間) 30,500円</p> <p>③小規模保育事業(B型)</p> <p>(延長時間1時間) 10,200円</p> <p>(延長時間2時間) 20,300円</p> <p>(延長時間3時間) 30,500円</p> <p>④小規模保育事業(C型)</p> <p>(延長時間1時間) 12,900円</p> <p>(延長時間2時間) 25,700円</p> <p>(延長時間3時間) 38,600円</p> <p>⑤事業所内保育事業(定員20人以上)</p> <p>(延長時間1時間) 46,900円</p> <p>(延長時間2時間) 93,900円</p> <p>(延長時間3時間) 140,800円</p> <p>⑥事業所内保育事業(定員19人以下・A型)</p> <p>(延長時間1時間) 9,400円</p> <p>(延長時間2時間) 18,700円</p> <p>(延長時間3時間) 28,100円</p> <p>⑦事業所内保育事業(定員19人以下・B型)</p> <p>(延長時間1時間) 9,400円</p> <p>(延長時間2時間) 18,700円</p> <p>(延長時間3時間) 28,100円</p>	延長保育事業 の実施に必要な経費
--------	--	---------------------

⑧家庭的保育事業（利用定員 4 人以上）

（延長時間 1 時間） 38,600円

（延長時間 2 時間） 77,300円

（延長時間 3 時間） 115,900円

⑨家庭的保育事業（利用定員 3 人以下）

（延長時間 1 時間） 64,400円

（延長時間 2 時間） 128,700円

（延長時間 3 時間） 193,100円

（2）保育標準時間認定

1 事業当たり年額

①民間保育所・認定こども園

（延長時間30分） 300,000円

（延長時間 1 時間） 1,342,000円

（延長時間 2 ～ 3 時間） 2,166,000円

（延長時間 4 ～ 5 時間） 4,624,000円

（延長時間 6 時間以上） 5,382,000円

②小規模保育事業（A型）

ア 食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所（以下、「自園調理等の事業所」という。）

（延長時間30分） 300,000円

（延長時間 1 時間） 1,045,000円

（延長時間 2 ～ 3 時間） 1,311,000円

（延長時間 4 ～ 5 時間） 3,546,000円

（延長時間 6 時間以上） 4,082,000円

イ 食事について、その他の方法により提供する事業所（以下、「その他の事業所」という。）

（延長時間30分） 300,000円

（延長時間 1 時間） 999,000円

（延長時間 2 ～ 3 時間） 1,166,000円

（延長時間 4 ～ 5 時間） 2,953,000円

（延長時間 6 時間以上） 3,289,000円

③小規模保育事業（B型）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間 1 時間）	1,034,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,282,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	3,496,000円
（延長時間 6 時間以上）	4,009,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間 1 時間）	988,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,138,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	2,902,000円
（延長時間 6 時間以上）	3,216,000円

④小規模保育事業（C型）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間 1 時間）	944,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,192,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	3,359,000円
（延長時間 6 時間以上）	3,872,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間 1 時間）	898,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,048,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	2,766,000円
（延長時間 6 時間以上）	3,079,000円

②事業所内保育事業（定員20人以上）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	276,000円
（延長時間 1 時間）	1,234,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,993,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	4,254,000円
（延長時間 6 時間以上）	4,951,000円

イ その他の事業所

(延長時間30分)	276,000円
(延長時間 1 時間)	1,021,000円
(延長時間 2 ～ 3 時間)	1,328,000円
(延長時間 4 ～ 5 時間)	3,176,000円
(延長時間 6 時間以上)	3,689,000円

⑥事業所内保育事業（定員19人以下・A型）

ア 自園調理等の事業所

(延長時間30分)	276,000円
(延長時間 1 時間)	962,000円
(延長時間 2 ～ 3 時間)	1,205,000円
(延長時間 4 ～ 5 時間)	3,262,000円
(延長時間 6 時間以上)	3,754,000円

イ その他の事業所

(延長時間30分)	276,000円
(延長時間 1 時間)	919,000円
(延長時間 2 ～ 3 時間)	1,072,000円
(延長時間 4 ～ 5 時間)	2,716,000円
(延長時間 6 時間以上)	3,025,000円

⑦事業所内保育事業（定員19人以下・B型）

ア 自園調理等の事業所

(延長時間30分)	276,000円
(延長時間 1 時間)	951,000円
(延長時間 2 ～ 3 時間)	1,180,000円
(延長時間 4 ～ 5 時間)	3,216,000円
(延長時間 6 時間以上)	3,687,000円

イ その他の事業所

(延長時間30分)	276,000円
(延長時間 1 時間)	909,000円
(延長時間 2 ～ 3 時間)	1,047,000円
(延長時間 4 ～ 5 時間)	2,669,000円
(延長時間 6 時間以上)	2,958,000円

⑧家庭的保育事業（利用定員 4 人以上）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分） 200,000円

（延長時間 1 時間） 414,000円

（延長時間 2 ～ 3 時間） 747,000円

（延長時間 4 ～ 5 時間） 1,966,000円

（延長時間 6 時間以上） 3,252,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分） 200,000円

（延長時間 1 時間） 399,000円

（延長時間 2 ～ 3 時間） 699,000円

（延長時間 4 ～ 5 時間） 1,469,000円

（延長時間 6 時間以上） 2,555,000円

⑨家庭的保育事業（利用定員 3 人以下）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分） 150,000円

（延長時間 1 時間） 215,000円

（延長時間 2 ～ 3 時間） 397,000円

（延長時間 4 ～ 5 時間） 1,360,000円

（延長時間 6 時間以上） 2,390,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分） 150,000円

（延長時間 1 時間） 200,000円

（延長時間 2 ～ 3 時間） 349,000円

（延長時間 4 ～ 5 時間） 863,000円

（延長時間 6 時間以上） 1,693,000円

2 訪問型

（1）保育短時間認定

①居宅訪問型

1 人当たり年額

（延長時間 1 時間） 193,100円

（延長時間 2 時間） 386,300円

（延長時間 3 時間） 579,400円

②その他（保育所等の施設で利用児童数が 1 名となった場合）

（延長時間 1 時間） 193,100円

（延長時間 2 時間） 300,000円

	<p>(延長時間 3 時間) 300,000円</p> <p>(2) 保育標準時間認定</p> <p>①居宅訪問型</p> <p>1 事業当たり年額</p> <p>(延長時間30分) 150,000円</p> <p>(延長時間 1 時間) 200,000円</p> <p>(延長時間 2 ～ 3 時間) 349,000円</p> <p>(延長時間 4 ～ 5 時間) 606,000円</p> <p>(延長時間 6 時間以上) 862,000円</p> <p>②その他 (保育所等の施設で利用児童数が 1 名となった場合)</p> <p>(延長時間30分) 150,000円</p> <p>(延長時間 1 時間) 200,000円</p> <p>(延長時間 2 時間以上) 300,000円</p> <p>※ 1 及び 2 とともに事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、該当する 1 人 (1 事業) 当たり年額に 2 分の 1 を乗じて得た額を基準額とする。</p>	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 給食費 (副食材料費) ※ 1 号認定に限る。 生活保護世帯 1 人当たり月額 4,500円</p> <p>2 教材費・行事費等 (給食費以外) 生活保護世帯 1 人当たり月額 2,500円</p>	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費
多様な主体の参入促進事業	<p>1 新規参入施設への巡回支援 1 施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園への特別支援教育・保育経費 対象障害児 1 人当たり月額 65,300円</p>	多様な主体の参入促進事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業	<p>1 放課後児童健全育成事業費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1 支援の単位 (年間平均登録児童数1～19人) 当たり年額 1,424,000円－ (19人－年間平均登録児童数) × 26,500円</p> <p>② 1 支援の単位 (年間平均登録児童数20～35人) 当たり年額 3,706,000円－ (36人－年間平均登録児童数) × 26,000円</p> <p>③ 1 支援の単位 (年間平均登録児童数36～45人) 当たり年額 3,706,000円</p> <p>④ 1 支援の単位 (年間平均登録児童数46～70人) 当たり年額 3,706,000円－ (年間平均登録児童数－45人) × 30,000円</p>	<p>放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費</p> <p>※ 飲食物費を除く。</p> <p>※ 4 の放課後児童クラブ開所時間延長支援事業</p>

<p>⑤ 1 支援の単位（年間平均登録児童数71人以上）当たり年額 2,917,000円</p> <p>⑥開設日数加算額（1 支援の単位当たり） 15,000円×250日を超える日数 （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>⑦長時間開設加算額（1 支援の単位当たり） (7)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する 場合） 292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数</p> <p>(4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） 131,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～249日）</p> <p>① 1 支援の単位（年間平均登録児童数20人以上）当たり年額 2,267,000円</p> <p>② 1 支援の単位（年間平均登録児童数1～19人）当たり年額 <u>945,000円</u></p> <p>③長時間開設加算額（1 支援の単位当たり） 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合） 292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数</p> <p>※ <u>年間平均登録児童数10人未満の支援の単位については、</u> ① <u>山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している</u> <u>場合</u> ② <u>上記のほか、当該放課後児童クラブを実施する必要</u> <u>があると厚生労働大臣が認める場合</u> <u>のいずれかに該当するものについて、補助対象とする予定。</u></p>	<p>及び6の小規模 クラブ（19人以 下）における職 員の複数配置（仮 称）の対象とな る経費を除く。</p>
<p>2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>①開設準備経費を含まない場合 7,000,000円×か所数</p> <p>②開設準備経費を含む場合 7,600,000円×か所数</p> <p>③次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に一体 型の目標事業量等を記載している場合 8,000,000円×か所数</p>	<p>放課後子ども環 境整備事業に必 要な経費</p> <p>※開設準備経費 は、礼金及び開 設前月の賃借 料とし、当該年 度中に支払われ</p>

<p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>①開設準備経費を含まない場合 1,000,000円×か所数</p> <p>②開設準備経費を含む場合 1,600,000円×か所数</p> <p>③次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に一体型の目標事業量等を記載している場合</p> <p>(7)小学校の余裕教室を活用して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円×か所数</p> <p>(4)幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円×か所数</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円×か所数</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円×か所数</p>	<p>たものに限る。</p>
<p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 1 支援の単位当たり年額 1,712,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業（仮称） ※ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする 1 支援の単位当たり年額 3,080,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業（仮称） 1 支援の単位当たり年額 435,000円</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業に必要な経費</p>
<p>4 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業</p> <p>(1) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置する放課後児童クラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助 1 支援の単位当たり年額 1,539,000円</p> <p>(2) 地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助 1 支援の単位当たり年額 2,831,000円</p>	<p>放課後児童クラブ開所時間延長支援事業を実施するために必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、</p>

		委託料及び補助金
	5 障害児受入加配（5人以上）（仮称） 1支援の単位当たり年額 1,712,000円	事業に必要な経費
	6 小規模クラブ（19人以下）における職員の複数配置（仮称） 1支援の単位当たり年額 532,000円	事業に必要な給料
子育て短期支援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 8,630円 × 年間延べ日数</p> <p>イ 2歳以上児 4,720円 × 年間延べ日数</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 1,200円 × 年間延べ日数</p> <p>(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 900円 × 年間延べ日数</p> <p>(イ) 宿泊分 900円 × 年間延べ日数</p> <p>イ 休日預かり事業 2,010円 × 年間延べ日数</p> <p>ウ 児童の送迎の実施 61,710円 × 箇所数</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円</p> <p>※ 平成27年度中に支払われたものに限る。 ※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	子育て短期支援事業の実施に必要な経費
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	<p>1. 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1) ケース対応会議の開催</p> <p>(2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p>	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施に必要な経費

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・家事援助 ・ 専門的相談支援 $\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業による家庭訪} \\ \text{問数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right) \times 8,000\text{円}$ <p>2. 1以外の市町村</p> $\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業による家庭訪} \\ \text{問数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right) \times 6,000\text{円}$	
<p>養育支援訪問事業</p>	<p>1. 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2. 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3. 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p>	<p>養育訪問支援事業の実施に必要な経費</p>
<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p>	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組</p> <p>(1) 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 人数 × 80,000円</p> <p>(2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 3,000,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 660,000円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組 720,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 640,000円</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費</p>
<p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア) 常勤職員を配置した場合</p> <p>3～4日型 4,814,000円</p> <p>5日型 7,453,000円</p>	<p>地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費</p>

6～7日型	7,948,000円
-------	------------

※「3～4日型」については非常勤職員を3名配置した場合に適用

※「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1
(5) ③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。

(イ) 非常勤のみを配置している場合

3～4日型	3,583,000円
-------	------------

5日型	4,386,000円
-----	------------

6～7日型	5,189,000円
-------	------------

イ 加算分

(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組

3～4日型	1,230,000円
-------	------------

5日型	3,070,000円
-----	------------

6～7日型	2,760,000円
-------	------------

(イ) 地域支援	1,224,000円
----------	------------

ウ 出張ひろば	1,361,000円
---------	------------

エ 小規模型指定施設

(ア) 基本分	2,598,000円
---------	------------

(イ) 加算分	1,363,000円
---------	------------

(2) 連携型

ア 基本分

3～4日型	1,696,000円
-------	------------

5～7日型	2,662,000円
-------	------------

イ 加算分	440,000円
-------	----------

2 開設準備経費（1か所当たり年額単価）

(1) 改修費等

1か所当たり	4,000,000円
--------	------------

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）

1か所当たり	600,000円
--------	----------

※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。

一時預かり事業

1 運営費

(1) 一般型 (1か所当たり年額単価)

ア 基本分

(ア) 保育従事者が保育士又は1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた者が家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,473,000円
300人以上900人未満	1,580,000円
900人以上1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

(イ) (ア) 以外 (地域密着Ⅱ型を含む) の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,331,000円
300人以上900人未満	1,500,000円
900人以上1,500人未満	2,700,000円
1,500人以上2,100人未満	3,900,000円
2,100人以上2,700人未満	5,100,000円
2,700人以上3,300人未満	6,300,000円
3,300人以上3,900人未満	7,500,000円
3,900人以上	8,700,000円

イ 基幹型施設加算 1,010,000円

(2) 幼稚園型 (児童1人当たり日額単価)

①在籍園児

ア 基本分

平日の教育時間前後や長期休業日の利用に適用(概ね

一時預かり事業の実施に必要な費用

	<p>1日当たり4時間分)</p> <p>(ア) 年間延べ利用児童数2,000人超 基準額：400円</p> <p>(イ) 年間延べ利用児童数2,000人以下 基準額：次の算式により算定した額 1,600,000円を年間延べ利用児童数で除した額(1円以下四捨五入)から400円を減じた額(10円以下切り捨て)</p> <p>イ 休日分 土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用(1日当たり8時間)に適用 基準額：800円</p> <p>ウ 長時間加算 上記ア及びイの利用において、概ね1日当たり4時間(休日8時間)を超えた利用(概ね1日当たり1時間以上)に適用 基準額：100円</p> <p>②在籍園児以外の児童 (当該児童の預かり時間等に応じて、①の補助単価を適用する方向で調整中)。</p> <p>(3) 余裕活用型 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>(4) 居宅訪問型 児童一人当たり日額 4時間以上 8,200円 4時間未満 4,100円</p> <p>2 開設準備経費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。</p>	
病児保育事業	<p>(1) 病児対応型(1か所当たり年額)</p> <p>①基本分 (ア) 基本分 2,417,000円 (イ) 改善分 2,417,000円(利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施)</p> <p>※ (イ)を満たす場合は(ア)に加えて(イ)も算定対象</p>	病児保育事業の実施に必要な経費

とする。

②加算分（1か所当たり年額）

（基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算）

年間延べ利用児童数	基準額
10人以上50人未満	504,000円
50人以上200人未満	2,518,000円
200人以上400人未満	4,280,000円
400人以上600人未満	6,294,000円
600人以上800人未満	7,804,000円
800人以上1,000人未満	9,818,000円
1,000人以上1,200人未満	11,832,000円
1,200人以上1,400人未満	13,846,000円
1,400人以上1,600人未満	15,860,000円
1,600人以上1,800人未満	17,874,000円
1,800人以上2,000人未満	19,888,000円
2,000人以上	21,902,000円

(2) 低所得者減免分加算（病児対応型）

ア 生活保護法による被保護者世帯

5,000円 × 年間延利用人員

イ 市区町村民税非課税世帯

2,500円 × 年間延利用人員

（ただし、平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること）

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

（病児対応型）

①改修費等

1か所当たり 4,000,000円

②礼金及び賃借料（開設前月分）

1か所当たり 600,000円

※ ①②とも平成27年度中に支払われたものに限る。

(4) 病後児対応型 (1 か所当たり年額)

①基本分

(ア) 基本分 2,006,000円

(イ) 改善分 2,006,000円 (利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施)

※ (イ) を満たす場合は (ア) に加えて (イ) も算定対象とする。

②加算分 (1 か所当たり年額)

(基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)

年間延べ利用児童数	基準額
10人以上50人未満	401,000円
50人以上200人未満	2,207,000円
200人以上400人未満	3,109,000円
400人以上600人未満	5,015,000円
600人以上800人未満	6,820,000円
800人以上1,000人未満	8,726,000円
1,000人以上1,200人未満	10,632,000円
1,200人以上1,400人未満	12,538,000円
1,400人以上1,600人未満	14,443,000円
1,600人以上1,800人未満	16,349,000円
1,800人以上2,000人未満	18,255,000円
2,000人以上	20,160,000円

(5) 低所得者減免分加算(病後児対応型)

ア 生活保護法による被保護者世帯

5,000円 × 年間延利用人員

イ 市区町村民税非課税世帯

2,500円 × 年間延利用人員

(ただし、平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4 保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること)

	<p>(6) 普及定着促進費（開設準備経費） （病後児対応型）</p> <p>①改修費等 1 か所当たり 4,000,000円</p> <p>②礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円</p> <p>※ ①②とも平成27年度中に支払われたものに限る。</p> <p>(7) 体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,310,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、 2,150,000円）</p> <p>(8) 非施設型（訪問型） 1 か所当たり年額 6,882,000円 （ただし、実施期間が6か月未満の施設にあつては、 3,441,000円）</p>	
<p>子育て援助活動 支援事業（ファミ リリー・サポー ト・センター事 業）</p>	<p>1 運営費（1市町村当たり年額）</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分 会員数ごとに以下の金額とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50人～ 99人 1,800,000円 ・ 100人～ 299人 2,000,000円 ・ 300人～ 599人 2,800,000円 ・ 600人～ 999人 4,000,000円 ・ 1,000人～1,499人 8,100,000円 ・ 1,500人～1,999人 12,100,000円 ・ 2,000人～2,999人 16,200,000円 ・ 3,000人以上 20,200,000円 <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 支部の設置か所数に応じた加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10か所以上 10,100,000円 ・ 10か所未満 支部数×1,000,000円 <p>(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」 の項目は必ず含むものとする）の実施による加算 360,000円</p>	<p>ファミリー・サポ ート・センター事 業の実施に必要な 経費</p>

(2) 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

病児・病後児の預かり等の利用件数ごとに以下の金額とする

・ ~59件	1,800,000円
・ 60件~119件	2,400,000円
・ 120件~199件	3,800,000円
・ 200件~299件	5,700,000円
・ 300件~399件	7,700,000円
・ 400件~599件	10,500,000円
・ 600件以上	14,500,000円

イ 加算分

(ア) 近隣市町村会員受入

・ 1市町村あたり	1,000,000円
-----------	------------

(イ) 初年度体制整備

・ 開始初年度に限り1市町村あたり	4,000,000円
-------------------	------------

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算
400,000円

2 開設準備経費（1市町村当たり年額）

(1) 改修費等	4,000,000円
(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）	600,000円

※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。